

重工記念長崎病院における院内感染対策のための指針

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の発生を未然に防ぎ、万一、院内感染が発生した際にはその原因を究明し、速やかにその拡大を阻止して制圧することは、患者さんへ安全で安心な医療を提供する上で重要なことである。このため、院内感染防止策の必要性や重要性を全職員が理解して、効果的・組織的に院内感染対策に取り組むことが出来るよう本指針を定めるものである。

2. 院内感染対策のための委員会等の組織

1) 感染対策委員会 (Infection Control Committee : 以下ICC)

病院長を委員長とし、委員は院内感染管理者、副院長、看護部長、事務部長、医療技術部長、薬剤科長、臨床検査科技師長、中央材料室看護師長、管理栄養士、感染対策室長、感染制御ドクター(Infection Control Doctor:以下ICD)、感染管理認定看護師 (Infection Control Nurse : 以下ICN) をもって組織する。委員会は原則として毎月1回開催し、院内感染対策の策定と推進を行う。ただし、緊急時など委員長が必要と認めた時は、臨時に同委員会を開催する。

2) 院内感染管理者

病院長は、感染対策の実務的責任者として院内感染管理者を任命する。院内感染管理者は、後述の感染対策チームと連携のもと、院内感染対策として職員の健康管理、教育、感染対策相談(コンサルテーション)、発生動向監視(サーベイランス)、対策実施の適正化(レギュレーション)および介入(インターベーション)を行う。

3) 感染対策チーム (Infection Control Team : 以下ICT)

ICCの下部組織として、ICTを組織し、感染対策の実務を担当する。委員会は原則として月1回開催し、感染対策ラウンド、現場への介入、研修会の開催、マニュアルの見直し、医療関連感染サーベイランスの実施・分析、地域医療機関との連携などを行う。

3. 院内感染対策のための職員に対する研修

院内感染対策に対する基本的な考え方及び具体的方策について、全職員に周知徹底を図ることを目的に、年2回以上、病院内勤務者を対象に院内研修会を開催する。また、ICCは研修の開催結果と参加実績を記録して保管する。

4. 感染症発生状況の報告

臨床検査科は、「感染情報レポート」を週1回作成して、看護師長及びICTに報告するほか、全職員へ周知する。

5. 院内感染発生時の対応

臨床検査科から注意すべき感染症の発生報告があった場合は、主治医、病棟看護師長およびICT(ICDもしくはICN)へ報告する。ICTは発生状況の把握に努め、感染対策の立案と実施介入を行う。重大な院内感染等の発生時は、直ちに病院長へ報告し、臨時のICCを召集し速やかに発生の原因を究明し、感染経路の遮断、拡大の防止に努め、全職員への周知を図る。

6. 当該指針の閲覧

本指針は、患者さん及びご家族から閲覧の求めがあった時には、これに応じるものとする。また、院内掲示を行い、ホームページ上に公開する。

7. 病院における院内感染対策の推進

院内感染対策の推進のため、「院内感染対策マニュアル」を整備して、全職員への周知徹底を図る。また、マニュアルの定期的な見直しを行う。

8. その他

長崎感染制御ネットワークに参加し、地域の医療機関と連携を図る。